

## 特定小売供給約款以外の供給条件

(電気・ガス価格激変緩和対策事業に係る電気料金の特別措置)

20230912 資第 1 号

認 可

2023 年 9 月 20 日

# 料金その他の供給条件の内容

## 1 適用範囲

この特定小売供給約款以外の供給条件（以下「本供給条件」といいます。）は、特定小売供給約款（2023年5月19日認可。ただし、当該特定小売供給約款が認可または届出により変更された場合は、変更後の特定小売供給約款をいいます。以下「供給約款」といいます。）にもとづき電気の供給を受けるお客さまに適用いたします。

## 2 適用期間

- (1) 適用期間は、2023年10月の検針日から2024年1月の検針日の前日までといたします。
- (2) 定額制供給の場合は、(1)にいう検針日は、そのお客さまの属する検針区域の検針日といたします。ただし、供給約款の臨時電灯、臨時電力および農事用電力Bで、料金の算定期間を契約使用開始日から翌月の応当日の前日までの期間、または各月の応当日から翌月の応当日の前日までの期間とする場合は、(1)にいう検針日は、応当日といたします。

## 3 燃料費調整

燃料費調整とは、供給約款 15（定額電灯）(4)もしくは供給約款 18（公衆街路灯）(1)ロの電灯料金もしくは小型機器料金、供給約款 16（従量電灯）(1)ニ、供給約款 17（臨時電灯）(1)ハ、供給約款 20（臨時電力）(3)イ、供給約款 21（農事用電力）(2)ハもしくは供給約款附則 4（農事用電力〔脱穀調整用電力〕）のお客さまについての特別措置）(1)の料金または供給約款 16（従量電灯）(2)ニ、供給約款 16（従量電灯）(3)ホ、供給約款 17（臨時電灯）(2)ハ、供給約款 17（臨時電灯）(3)ロ、供給約款 18（公衆街路灯）(2)ニ、供給約款 19（低圧電力）(5)、供給約款 20（臨時電力）(3)ロもしくは供給約款 21（農事用電力）(1)

ハの電力量料金において、燃料費調整額を加えることまたは差し引くことをいいます。

#### 4 料 金

2（適用期間）に定める適用期間における、供給約款 15（定額電灯）(4)もしくは供給約款 18（公衆街路灯）(1)ロの電灯料金もしくは小型機器料金，供給約款 16（従量電灯）(1)ニ，供給約款 17（臨時電灯）(1)ハ，供給約款 20（臨時電力）(3)イ，供給約款 21（農事用電力）(2)ハもしくは供給約款附則 4（農事用電力〔脱穀調整用電力〕のお客さまについての特別措置）(1)の料金または供給約款 16（従量電灯）(2)ニ，供給約款 16（従量電灯）(3)ホ，供給約款 17（臨時電灯）(2)ハ，供給約款 17（臨時電灯）(3)ロ，供給約款 18（公衆街路灯）(2)ニ，供給約款 19（低圧電力）(5)，供給約款 20（臨時電力）(3)ロもしくは供給約款 21（農事用電力）(1)ハの電力量料金は，供給約款に定める燃料費調整によらず，燃料費調整単価が別表（燃料費調整）1(2)ロ(イ)，(ロ)または(ハ)により算定される場合は，別表（燃料費調整）1(3)によって算定された燃料費調整額を差し引くものとし，燃料費調整単価が別表（燃料費調整）1(2)ロ(ニ)により算定される場合は，別表（燃料費調整）1(3)によって算定された燃料費調整額を加えるものといたします。

#### 5 そ の 他

その他の事項については，供給約款に定めるところによるものといたします。

# 別 表

## 燃料費調整

### 1 燃料費調整額の算定

#### (1) 平均燃料価格

原油換算値 1 キロリットル当たりの平均燃料価格は、貿易統計の輸入品の数量および価額の値にもとづき、次の算式によって算定された値といたします。

なお、平均燃料価格は、100 円単位とし、100 円未満の端数は、10 円の位で四捨五入いたします。

$$\text{平均燃料価格} = A \times \alpha + B \times \beta + C \times \gamma$$

A = 各平均燃料価格算定期間における 1 キロリットル当たりの平均原油価格

B = 各平均燃料価格算定期間における 1 トン当たりの平均液化天然ガス価格

C = 各平均燃料価格算定期間における 1 トン当たりの平均石炭価格

$$\alpha = 0.0259$$

$$\beta = 0.2563$$

$$\gamma = 0.8915$$

なお、各平均燃料価格算定期間における 1 キロリットル当たりの平均原油価格、1 トン当たりの平均液化天然ガス価格および 1 トン当たりの平均石炭価格の単位は、1 円とし、その端数は、小数点以下第 1 位で四捨五入いたします。

#### (2) 燃料費調整単価

##### イ 基準となる燃料費調整単価

(イ) 本供給条件における基準となる燃料費調整単価（以下「基準燃料費調整単価」といいます。）は、各契約種別ごとに次の算式によって算定

された値といたします。

なお、基準燃料費調整単価の単位は、1 銭とし、その端数は、小数点以下第 1 位で四捨五入いたします。

a 1 キロリットル当たりの平均燃料価格が 83,500 円を下回る場合

$$\text{基準燃料費調整単価} = (83,500 \text{ 円} - \text{平均燃料価格}) \times \frac{2 \text{ の基準単価}}{1,000}$$

b 1 キロリットル当たりの平均燃料価格が 83,500 円を上回り、かつ、125,300 円以下の場合

$$\text{基準燃料費調整単価} = (\text{平均燃料価格} - 83,500 \text{ 円}) \times \frac{2 \text{ の基準単価}}{1,000}$$

c 1 キロリットル当たりの平均燃料価格が 125,300 円を上回る場合  
平均燃料価格は、125,300 円といたします。

$$\text{基準燃料費調整単価} = (125,300 \text{ 円} - 83,500 \text{ 円}) \times \frac{2 \text{ の基準単価}}{1,000}$$

(ロ) 各平均燃料価格算定期間の平均燃料価格によって算定された基準燃料費調整単価は、その平均燃料価格算定期間に対応する基準燃料費調整単価適用期間に使用される電気に適用となる燃料費調整単価の算定に適用いたします。

a 各平均燃料価格算定期間に対応する基準燃料費調整単価適用期間は、b の場合を除き、次のとおりといたします。

| 平均燃料価格算定期間                                | 基準燃料費調整単価適用期間                                 |
|---|---|
| 2023 年 6 月 1 日から<br>2023 年 8 月 31 日までの期間  | 2023 年 10 月の検針日から 2023 年 11 月の検針日の<br>前日までの期間 |
| 2023 年 7 月 1 日から<br>2023 年 9 月 30 日までの期間  | 2023 年 11 月の検針日から 2023 年 12 月の検針日の<br>前日までの期間 |
| 2023 年 8 月 1 日から<br>2023 年 10 月 31 日までの期間 | 2023 年 12 月の検針日から 2024 年 1 月の検針日の前<br>日までの期間  |

b 定額制供給の場合は、各平均燃料価格算定期間に対応する基準燃料費調整単価適用期間は、a に準ずるものといたします。この場合、a にいう検針日は、そのお客さまの属する検針区域の検針日といたします。ただし、臨時電灯、臨時電力および農事用電力 B で、料金

の算定期間を契約使用開始日から翌月の応当日の前日までの期間、  
または各月の応当日から翌月の応当日の前日までの期間とする場合  
は、aにいう検針日は、応当日といたします。

ロ 2 (適用期間) に定める適用期間に使用される電気に適用となる燃料費  
調整単価

(イ) 1キロリットル当たりの平均燃料価格が83,500円を下回る場合

$$\begin{array}{l} \text{燃 料 費} \\ \text{調整単価} \end{array} = \text{基準燃料費調整単価} + \begin{array}{l} \text{(ホ)に定める特別措置の} \\ \text{燃 料 費 調 整 単 価} \end{array}$$

(ロ) 1キロリットル当たりの平均燃料価格が83,500円の場合

$$\begin{array}{l} \text{燃 料 費} \\ \text{調整単価} \end{array} = \begin{array}{l} \text{(ホ)に定める特別措置の燃料費調整単価} \end{array}$$

(ハ) 1キロリットル当たりの平均燃料価格が83,500円を上回り、かつ、  
基準燃料費調整単価が、(ホ)に定める特別措置の燃料費調整単価を下回  
る場合

$$\begin{array}{l} \text{燃 料 費} \\ \text{調整単価} \end{array} = \begin{array}{l} \text{(ホ)に定める特別措置の} \\ \text{燃 料 費 調 整 単 価} \end{array} - \text{基準燃料費調整単価}$$

(ニ) 1キロリットル当たりの平均燃料価格が83,500円を上回り、かつ、  
基準燃料費調整単価が、(ホ)に定める特別措置の燃料費調整単価以上と  
なる場合

$$\begin{array}{l} \text{燃 料 費} \\ \text{調整単価} \end{array} = \text{基準燃料費調整単価} - \begin{array}{l} \text{(ホ)に定める特別措置の} \\ \text{燃 料 費 調 整 単 価} \end{array}$$

(ホ) 特別措置の燃料費調整単価

a 定額制供給の場合

(a) 定額電灯および公衆街路灯A

特別措置の燃料費調整単価は、各契約負荷設備ごとに1月につ  
き次のとおりといたします。

|                  |  |            |
|------------------|--|------------|
| 電<br>灯           | 10 ワットまでの 1 灯につき                         | 13 円 59 銭  |
|                  | 10 ワットをこえ 20 ワットまでの 1 灯につき               | 27 円 19 銭  |
|                  | 20 ワットをこえ 40 ワットまでの 1 灯につき               | 54 円 38 銭  |
|                  | 40 ワットをこえ 60 ワットまでの 1 灯につき               | 81 円 56 銭  |
|                  | 60 ワットをこえ 100 ワットまでの 1 灯につき              | 135 円 94 銭 |
|                  | 100 ワットをこえる 1 灯につき 100 ワットまでごとに          | 135 円 94 銭 |
| 小<br>型<br>機<br>器 | 50 ボルトアンペアまでの 1 機器につき                    | 40 円 60 銭  |
|                  | 50 ボルトアンペアをこえ 100 ボルトアンペアまでの 1 機器につき     | 81 円 21 銭  |
|                  | 100 ボルトアンペアをこえる 1 機器につき 100 ボルトアンペアまでごとに | 81 円 21 銭  |

(b) 臨時電灯 A

特別措置の燃料費調整単価は、契約負荷設備の総容量（入力）によって、1 日につき次のとおりといたします。

|   |           |
|---|-----------|
| 総容量が 50 ボルトアンペアまでの場合                                  | 1 円 10 銭  |
| 総容量が 50 ボルトアンペアをこえ 100 ボルトアンペアまでの場合                   | 2 円 19 銭  |
| 総容量が 100 ボルトアンペアをこえ 500 ボルトアンペアまでの場合 100 ボルトアンペアまでごとに | 2 円 19 銭  |
| 総容量が 500 ボルトアンペアをこえ 1 キロボルトアンペアまでの場合                  | 21 円 91 銭 |
| 総容量が 1 キロボルトアンペアをこえ 3 キロボルトアンペアまでの場合 1 キロボルトアンペアまでごとに | 21 円 91 銭 |

(c) 臨時電力

特別措置の燃料費調整単価は、次のとおりといたします。

|                          |           |
|--------------------------|-----------|
| 契約電力 1 キロワット 1 日につき      | 23 円 03 銭 |
| 契約電力 0.5 キロワットの場合 1 日につき | 11 円 52 銭 |



(d) 農事用電力B（育苗温床用電力）

特別措置の燃料費調整単価は、次のとおりといたします。

|                      |        |
|----------------------|--------|
| 契約電力1キロワット1日につき      | 41円45銭 |
| 契約電力0.5キロワットの場合1日につき | 20円73銭 |

(e) 農事用電力（脱穀調整用電力）

特別措置の燃料費調整単価は、次のとおりといたします。

|                               |        |
|-------------------------------|--------|
| 契約電力0.5キロワットの場合1日につき          | 5円76銭  |
| 契約電力1キロワットの場合1日につき            | 11円51銭 |
| 契約電力2キロワットの場合1日につき            | 23円03銭 |
| 契約電力3キロワットの場合1日につき            | 34円54銭 |
| 契約電力3キロワットをこえ1キロワット増すごとに1日につき | 11円51銭 |

b 従量制供給の場合

特別措置の燃料費調整単価は、次のとおりといたします。

|            |       |
|------------|-------|
| 1キロワット時につき | 3円50銭 |
|------------|-------|

(3) 燃料費調整額

イ 定額制供給の場合

(イ) 定額電灯および公衆街路灯A

燃料費調整額は、(2)によって算定された各契約負荷設備ごとの燃料費調整単価の合計といたします。

(ロ) 臨時電灯A，臨時電力，農事用電力Bおよび農事用電力（脱穀調整用電力）

燃料費調整額は、(2)によって算定された各契約種別ごとの燃料費調整単価といたします。

ロ 従量制供給の場合

燃料費調整額は、その1月の使用電力量に(2)によって算定された燃料費調整単価を適用して算定いたします。ただし、従量電灯Aの場合は、最低料金の燃料費調整額は、最低料金適用電力量に(2)によって算定され

た燃料費調整単価を適用して算定いたします。また、電力量料金の燃料費調整額は、その1月の使用電力量から最低料金適用電力量を差し引いたものに(2)によって算定された燃料費調整単価を適用して算定いたします。

## 2 基準単価

基準単価は、平均燃料価格が1,000円変動した場合の値といたします。

### (1) 定額制供給の場合

#### イ 定額電灯および公衆街路灯A

基準単価は、各契約負荷設備ごとに1月につき次のとおりといたします。

|                  |                                     |         |
|------------------|-------------------------------------|---------|
| 電<br>灯           | 10ワットまでの1灯につき                       | 76銭5厘   |
|                  | 10ワットをこえ20ワットまでの1灯につき               | 1円52銭9厘 |
|                  | 20ワットをこえ40ワットまでの1灯につき               | 3円05銭9厘 |
|                  | 40ワットをこえ60ワットまでの1灯につき               | 4円58銭8厘 |
|                  | 60ワットをこえ100ワットまでの1灯につき              | 7円64銭7厘 |
|                  | 100ワットをこえる1灯につき100ワットまでごとに          | 7円64銭7厘 |
| 小<br>型<br>機<br>器 | 50ボルトアンペアまでの1機器につき                  | 2円28銭5厘 |
|                  | 50ボルトアンペアをこえ100ボルトアンペアまでの1機器につき     | 4円56銭8厘 |
|                  | 100ボルトアンペアをこえる1機器につき100ボルトアンペアまでごとに | 4円56銭8厘 |

ロ 臨時電灯A

基準単価は、契約負荷設備の総容量（入力）によって、1日につき次のとおりといたします。

|   |              |
|---|--------------|
| 総容量が 50 ボルトアンペアまでの場合                                  | 6 銭 2 厘      |
| 総容量が 50 ボルトアンペアをこえ 100 ボルトアンペアまでの場合                   | 12 銭 3 厘     |
| 総容量が 100 ボルトアンペアをこえ 500 ボルトアンペアまでの場合 100 ボルトアンペアまでごとに | 12 銭 3 厘     |
| 総容量が 500 ボルトアンペアをこえ 1 キロボルトアンペアまでの場合                  | 1 円 23 銭 3 厘 |
| 総容量が 1 キロボルトアンペアをこえ 3 キロボルトアンペアまでの場合 1 キロボルトアンペアまでごとに | 1 円 23 銭 3 厘 |

ハ 臨時電力

基準単価は、次のとおりといたします。ただし、契約電力が 0.5 キロワットの場合の基準単価は、契約電力が 1 キロワットの場合の基準単価の半額といたします。

|                     |              |
|---------------------|--------------|
| 契約電力 1 キロワット 1 日につき | 1 円 29 銭 6 厘 |
|---------------------|--------------|

ニ 農事用電力 B（育苗温床用電力）

基準単価は、次のとおりといたします。ただし、契約電力が 0.5 キロワットの場合の基準単価は、契約電力が 1 キロワットの場合の基準単価の半額といたします。

|                     |              |
|---------------------|--------------|
| 契約電力 1 キロワット 1 日につき | 2 円 33 銭 2 厘 |
|---------------------|--------------|

ホ 農事用電力（脱穀調整用電力）

基準単価は、次のとおりといたします。

|       |          |          |              |              |                       |
|-------|----------|----------|--------------|--------------|-----------------------|
| 契約電力  | 0.5キロワット | 1キロワット   | 2キロワット       | 3キロワット       | 3キロワットをこえ1キロワットを増すごとに |
| 1日につき | 32 銭 3 厘 | 64 銭 8 厘 | 1 円 29 銭 6 厘 | 1 円 94 銭 3 厘 | 64 銭 8 厘              |

(2) 従量制供給の場合

基準単価は、次のとおりといたします。

|             |          |
|-------------|----------|
| 1 キロワット時につき | 19 銭 7 厘 |
|-------------|----------|

3 燃料費調整単価等のお知らせ

当社は、1（燃料費調整額の算定）(1)の各平均燃料価格算定期間における 1 キロリットル当たりの平均原油価格、1 トン当たりの平均液化天然ガス価格、1 トン当たりの平均石炭価格および 1（燃料費調整額の算定）(2)によって算定された燃料費調整単価をお知らせいたします。